

近畿大学学生団体懲戒規程

(平成 29 年 4 月 1 日)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、近畿大学学生規程（学部）第 34 条又は近畿大学学生規程（大学院）第 34 条に基づく学生団体（以下「学生団体」という。）における非違行為に対する処分について、必要な事項を定める。

(対象とする行為)

第 2 条 部員、部長、監督、顧問、コーチその他の学生団体構成員が、刑事処分に相当する行為、本学の風紀を乱す行為その他の非違行為を行った場合は、当該個人に対する処分とは別に、当該学生団体及びその構成員に対する処分を行うものとする。

(団体に対する処分)

第 3 条 学生団体に対する処分は、非違行為の内容、程度等に応じて、次のとおりとする。

- (1) 廃部・解散
- (2) 有期ないし無期限の活動停止
- (3) 有期ないし無期限の対外活動停止
- (4) 予算の執行停止ないし剥奪
- (5) 譴責

2 前項第 4 号の処分は、前項第 2 号又は第 3 号の処分に併せて行うことができる。

(部長、監督、コーチ等に対する処分)

第 4 条 部長、監督、顧問、コーチ等に対する処分は、その程度に応じ、解任、退任勧告又は譴責とする。

(部員に対する処分)

第 5 条 部員に対する処分は、退部又は退部勧告とする。

2 前項の規定にかかわらず、非違行為の内容、程度等に鑑み、相当と認める場合は、試合出場停止、練習参加停止、譴責その他の適当な処分を当該学生団体の規約に基づき行うことができる。ただし、当該学生団体自らが処分を行うときは、それが適正な手続きに基づくものである限り、これを尊重する。

(学生団体懲戒委員会)

第 6 条 学生部長は、学生団体における非違行為について処分を要すると認めた場合、自らを委員長とし、学生団体懲戒委員会を招集するものとする。

2 学生団体懲戒委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学生部長
- (2) 学生部副部長
- (3) 学生部長補佐
- (4) スポーツ振興センター長
- (5) 大学運営本部長
- (6) 大学運営本部学生部事務（部）長
- (7) 大学運営本部スポーツ振興センター事務（部）長
- (8) 大学運営本部企画室長
- (9) その他学生部長が指名する者 若干名

- 3 学生団体懲戒委員会は、必要に応じて、学友会連合会委員長に意見を聞くことができる。
- 4 学生団体懲戒委員会は、学生団体における非違行為について、事実の調査及び処分是非・処分内容の審議を行い、学長に報告するものとする。
- 5 処分是非・処分内容の審議においては、次の各号に従い、弁明機会を付与しなければならない。

(1) 団体に対する処分

部長、監督又は顧問から1名以上及び主将その他の部員を代表する者

(2) 構成員に対する処分

当該処分を受ける構成員

(活動自粛等)

第7条 学生部長は、学生団体懲戒委員会の招集に際し、その対象となる学生団体に対し、活動自粛を求め、本学施設の利用を制限し、その他適切な一時的措置を行うことができる。

(処分の決定)

第8条 学生団体における非違行為に対する処分は、第6条第4項の報告に基づき、学長が決定する。

(連盟等への報告)

第9条 学生団体における非違行為に対する処分がなされた場合において、当該学生団体が競技連盟、協会団体等に所属する場合は、その定めるところに従い、適切に報告するものとする。

(事務)

第10条 学生団体における非違行為に対する処分に関する事務は、大学運営本部学生部が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。